大分県産業資源循環協会
収
2 4.14
第 受 号
18

循 推 第 141 号
令和2年4月9日

一般社団法人大分県産業資源循環協会
会長　加藤 晴夫　殿

大分県生活環境部循環社会推進課長

産業廃棄物処理事業の継続に必要な個人防護具等の確保等について(通知)

本県の廃棄物行政の推進につきまして、平素から格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

上記のことについて、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴協会員への周知にご協力くださるようお願いします。

記

【通知の趣旨】

廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉及び集じん機等の設備の保守点検等の業務等に係わる作業に関しては、化学防護服等の適切な防護具の使用が必要である。

廃棄物処理業者は、化学防護服を含む個人防護具等の備蓄状況を至急確認するとともに必要枚数の確保等に努めること。

また、作業等に応じ個人防護具等の使用状況を見直し、個人防護具等が必要な作業が滞ることのないよう努めること。

(担当)
計画・調整班　北村、酒盛
TEL：097-506-3128
FAX：097-506-1748
E-mail:a13410@pref.oita.lg.jp

事　務　連　絡
令和２年４月１日

各都道府県・各政令市
産業廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物規制課

産業廃棄物処理事業の継続に必要な個人防護具等の確保等について

産業廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力を頂き御礼申し上げます。

さて、廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉及び集じん機等の設備の保守点検等の業務等に係る作業に関しては、労働安全衛生規則（昭和47年9月30日労働省令第32号）第592条の５に基づき、化学防護服等の適切な防護具の使用が必要です。

また、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成21年３月）においては、廃棄物処理における新型インフルエンザへの感染防止策として手袋、マスク等の個人防護具の使用及び運搬車両並びに施設等の定期的な清掃及び消毒の実施などを規定しております。

しかしながら、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い、現在、手袋、マスク及び化学防護服等の個人防護具並びに消毒液（以下「個人防護具等」という）が手に入りにくい状況が続いております。

廃棄物の処理は、日々の国民の生活や経済活動を支える必要不可欠な社会インフラであり、安定的に業務を継続することが求められています。

つきましては、事業継続に必要な個人防護具等の確保等について、貴管下の産業廃棄物処理業者に指導していただきますようお願いいたします。

記

一　廃棄物処理事業の継続に必要な個人防護具等の確保について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、個人防護具等が手に入りにくい状況が続いている。特に、化学防護服については、それが不足することとなれば、労働安全衛生規則等に基づき化学防護服の着用が求められる焼却施設

の日常点検や定期点検等の作業を行うことができなくなると考えられる。

このため、産業廃棄物処理業者においては、化学防護服を含む個人防護具等の備蓄状況を至急確認するとともに、通常の入手方法以外の方法による入手の検討も含めて必要数の確保等に努めること。

二　状況に応じた個人防護具等の使用状況等の見直しについて

労働安全衛生規則第 592 条の５においては、「ダイオキシン類を含む物の発散源を密閉する設備の設置等当該作業に係るダイオキシン類を含む物の発散を防止するために有効な措置を講じたときは、この限りでない」とされているところ、当該規定を参考の上、個人防護具等を真に必要とする作業であるかを見定めること。また、個人防護具等の使用枚数を節約することにより、個人防護具等を真に必要とする作業が滞ることのないよう努めること。

以上

(参考)

経済産業省ウェブページ　布製マスクの洗い方動画を作成しました
https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319009/20200319009.html
経済産業省ウェブページ　新型コロナウイルス感染症対策についてわかりやすく紹介する動画を作成しました
https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200324002/20200324002.html

【本件に関する連絡先】
環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課
寺井、寺西、吉田
TEL　03-5501-3157（直通）
FAX　03-3593-8264
E-mail hairi-tekisei@env.go.jp

参考

労働安全衛生規則（昭和47年9月30日労働省令第32号）

第三十六条

（一 ～ 三十三　略）

三十四　ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉を有する廃棄物の焼却施設（第九十条第五号の三を除き、以下「廃棄物の焼却施設」という。）においてばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務（第三十六号に掲げる業務を除く。）

三十五　廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務

三十六　廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務

（以下略）

第五百九十二条の二　事業者は、第三十六条第三十四号及び第三十五号に掲げる業務を行う作業場について、六月以内ごとに一回、定期に、当該作業場における空気中のダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）の濃度を測定しなければならない。

2　事業者は、第三十六条第三十六号に掲げる業務に係る作業を行うときは、当該作業を開始する前に、当該作業に係る設備の内部に付着した物に含まれるダイオキシン類の含有率を測定しなければならない。

第五百九十二条の五　事業者は、第三十六条第三十四号から第三十六号までに掲げる業務に係る作業に労働者を従事させるときは、第五百九十二条の二第一項及び第二項の規定によるダイオキシン類の濃度及び含有率の測定の結果に応じて、当該作業に従事する労働者に保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適切な保護具を使用させなければならない。ただし、ダイオキシン類を含む物の発散源を密閉する設備の設置等当該作業に係るダイオキシン類を含む物の発散を防止するために有効な措置を講じたときは、この限りでない。

2　労働者は、前項の規定により保護具の使用を命じられたときは、当該保護具を使用しなければならない。